

志摩市景観計画について

平成25年10月24日

1

1. 景観計画とは

2

景観計画とは

景観法の制定

景観計画とは、良好な景観の形成を図るため、景観法に基づき景観行政団体が定めることができる計画です。

景観法制定までの取組

景観条例(自主条例)により地方公共団体が景観の整備・保全の取組を行う。
(県内では伊賀市や四日市市)

取組みの限界

- 自主条例による行為の届出、勧告等手法の限界
- 地方公共団体による自主的取組みに対する、国の支援が不十分

根拠法の必要性

- ⇒法により、景観の意義やその整備・保全の必要性を位置付け
- ⇒法により、地方公共団体に、いざという場合の強制力を付与 等

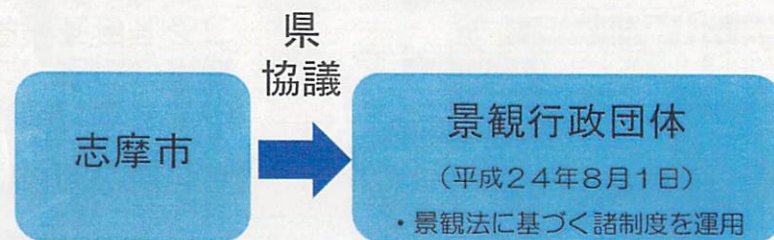
平成16年 景観法の制定

3

景観計画とは

景観行政団体とは

県は景観法の施行と同時に景観行政団体になることが景観法で規定されていますが、地方公共団体は県との協議を得て、なることができ、景観法に基づく諸制度を運用することができます。本市においては、平成24年8月1日より景観行政団体になりました。



4

景観計画とは

景観計画の役割

美しい自然景観や歴史的なまちなみを守り、次代に繋いでいくなど、志摩市独自の良好な景観を保全します。



魅力ある、誇りを持てる景観を育み、次代に繋いでいくなど、志摩市独自の良好な景観を創出します。

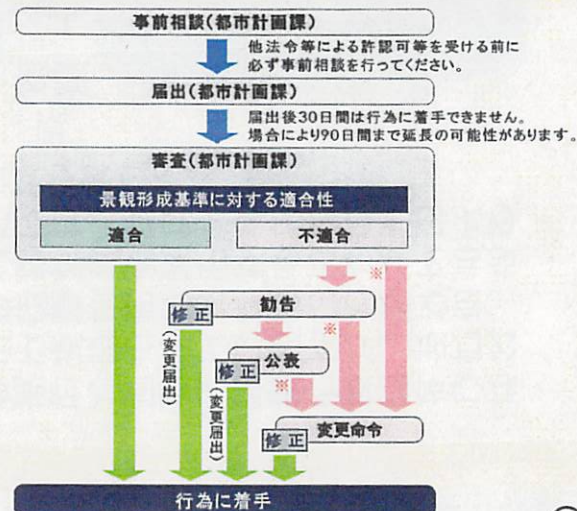


5

景観計画とは

景観計画を定めると

景観計画を定めると、地域の景観に影響を与えることが予想される一定規模を超える行為について、事前に市の窓口でチェックする届出・勧告制度など、景観法に規定する諸制度が活用できます。



6

景観計画とは

景観法に基づく景観計画への必要記述事項

景観法第8条第2項による法定必須事項

- 第1号 景観計画の区域
- 第2号 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 第3号 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限り。)

景観法第8条第2項第4号による任意選択事項

- ・屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- ・景観重要公共施設の整備に関する事項
- ・景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

景観法第8条第3項による努力義務事項

- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

7

2. 志摩市景観計画の概要について

8

志摩市景観計画の概要について

志摩市景観計画の構成

<全体構成>

第Ⅰ章 はじめに

第Ⅱ章 景観計画区域

第Ⅲ章 良好な景観の形成に関する方針

第Ⅳ章 行為の制限に関する事項

第Ⅴ章 その他良好な景観形成に関する事項

第Ⅵ章 推進方策

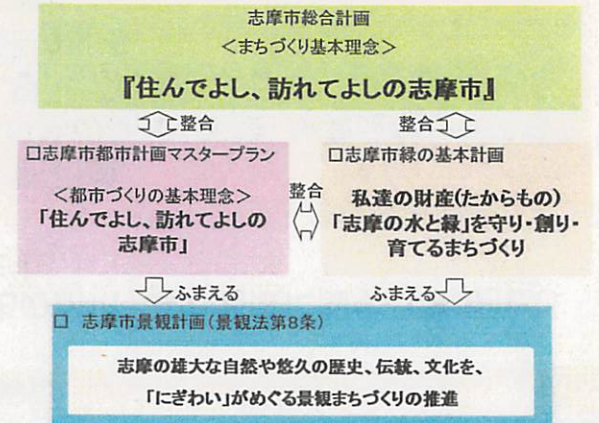
9

志摩市景観計画の概要について

志摩市景観計画の構成

第Ⅰ章 はじめに

景観計画の目的や位置づけ等を定めま
す。



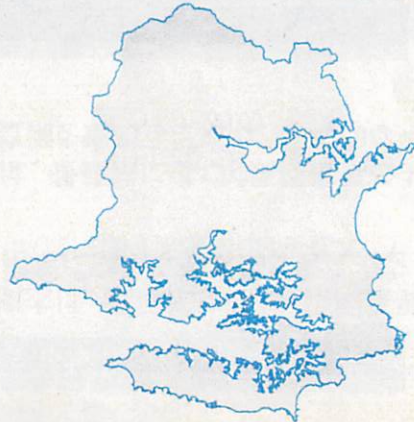
10

志摩市景観計画の概要について

志摩市景観計画の構成

第Ⅱ章 景観計画区域

景観計画区域は志摩市
全域とします。



11

志摩市景観計画の概要について

志摩市景観計画の構成

第Ⅲ章 良好な景観の形成に関する方針

景観計画区域を区分したゾーンや地区ごとに、良好な景観を保全し、新たな行為にあたっては、周辺の景観と調和するための、景観創出の基本的な考え方を示します。

第Ⅳ章 行為の制限に関する事項

一定規模以上の行為が周辺の景観と調和するよう、ゾーンや地区別に基準を定め、良好な景観の形成を誘導するための仕組みを示します。

12

第V章 その他良好な景観形成に関する事項

○地域で重要な建造物や樹木は、景観法に基づく景観重要建造物や景観重要樹木の指定に関する基本的な考え方を示します。

○景観上重要な公共施設は、景観法に基づく景観重要公共施設として指定し、適正な整備を進めるための、基本的な考え方を示します。

第VI章 推進方策

景観計画の実効性を高めるため、景観審議会を設置するとともに、総合的な推進体制の構築等に関し、基本的な考え方を示します。

景観計画区域の区分

・景観計画区域は志摩市全域とします。また、よりきめ細かい取組を推進するため、下記のように区域を区分します。

①一般地区

- 山地・里山ゾーン
- 里海・熊野灘沿岸ゾーン
- 市街地ゾーン
- 沿道ゾーン(内陸型)
- 沿道ゾーン(沿岸型)

②眺望保全地区

③重点候補地区

④重点地区(地元の合意が得られた地区)

良好な景観の形成に関する方針

景観計画区域の区分

主な良好な景観の形成に関する方針

| | |
|----------------|---|
| 山地・里山ゾーン | 起伏に富んだ美しい森林景観の保全のため適正管理を促すとともに、これらの山並みや里山への眺望の確保及び調和を大切に景観形成を図ります。など |
| 里海・熊野灘沿岸ゾーン | 背景となるリアス式海岸地形との調和に配慮した景観形成を図ります。など |
| 市街地ゾーン | 鵜方駅前周辺においては、本市の中核拠点として市民が誇れる景観形成と、商業・業務地として訪れる人々を惹きつける魅力を演出する景観形成を図ります。など |
| 沿道ゾーン(内陸型) | 沿道に広がる眺望景観の保全を図ります。など |
| 沿道ゾーン(沿岸型) | |
| 重点候補地区 重点地区 | それぞれの地区別に良好な景観の形成に関する方針を定めています。 |
| 眺望保全地区 | 複雑に入り組んだりリアス式海岸地形や市街地への雄大な眺望景観の保全を図ります。など |

行為の制限に関する事項

景観法では次のものが「行為の制限に関する事項」として定められています。

1. 届出を要する行為

○建築物や工作物の新築(新設)や開発などを行うおとす際に、届出が必要となる「行為の種類」やその「規模」を定めます。

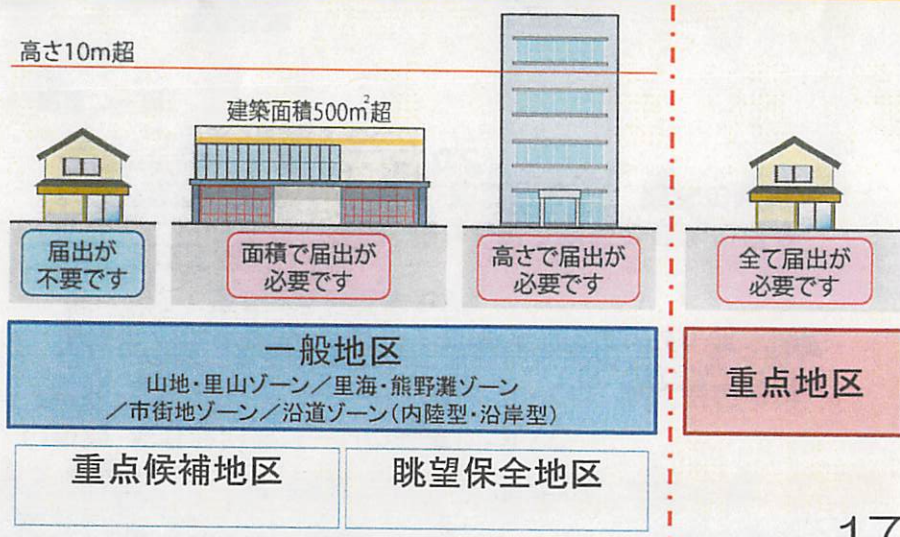
2. 景観形成基準

○建築物や工作物の大きさや形状、デザインなどの基準を定めます。

志摩市景観計画の概要について

概要版P9

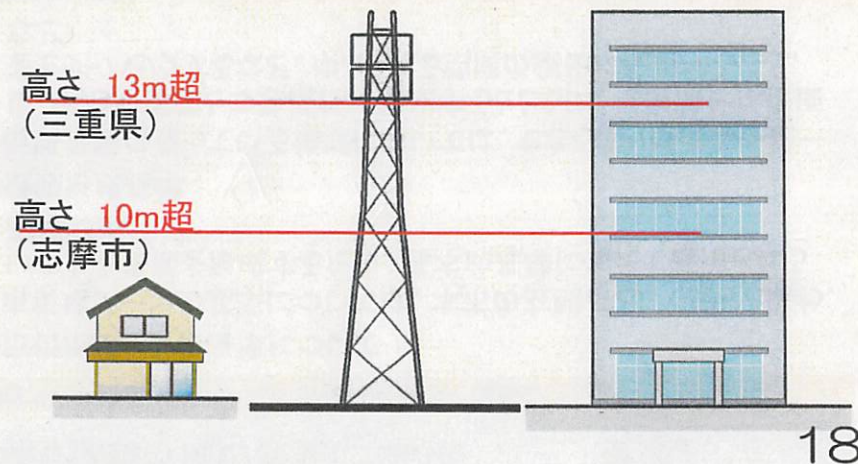
届出を要する行為



17

志摩市景観計画の概要について

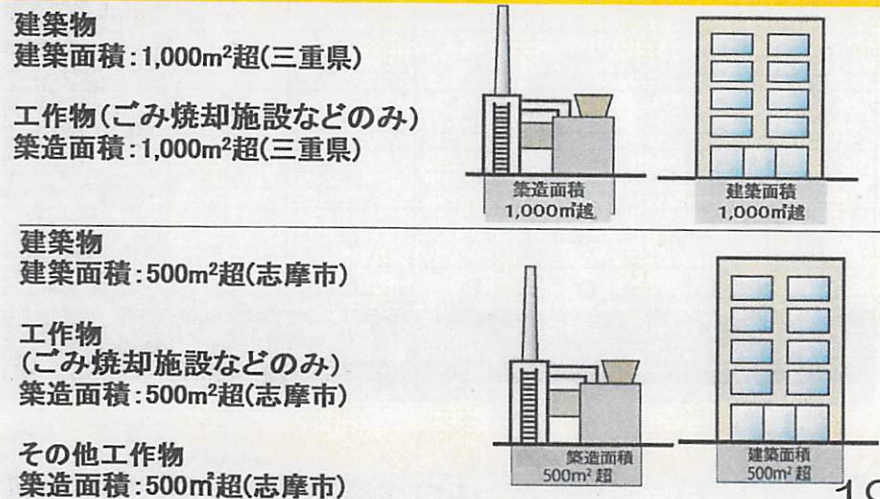
三重県景観計画における届出を要する行為との比較(建築物、工作物の場合) —高さ—
※架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱などは除く



18

志摩市景観計画の概要について

三重県景観計画における届出を要する行為との比較(建築物、工作物の場合) —面積—



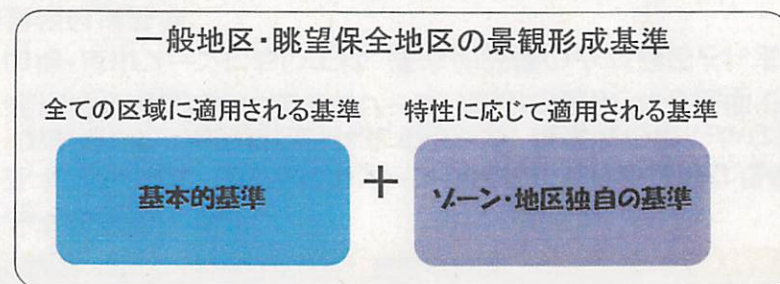
19

志摩市景観計画の概要について

概要版P6

景観形成基準の構成

景観形成基準は、景観に影響を与えることが予想される行為が、周辺の景観と調和したものとなるよう、良好な景観の形成に関する方針の実現化に向け定めるものです。景観形成基準の構成は次のとおりです。



20

志摩市景観計画の概要について

景観形成基準の構成

| | 一般地区 | | | | | |
|----------------|----------|-------------|--------|------------|------------|--------|
| | 山地・里山ゾーン | 里海・熊野灘沿岸ゾーン | 市街地ゾーン | 沿道ゾーン(内陸型) | 沿道ゾーン(沿岸型) | 眺望保全地区 |
| 基本的基準 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 里海・熊野灘沿岸ゾーンの基準 | — | ○ | — | — | — | ※ |
| 市街地ゾーンの基準 | — | — | ○ | — | — | ※ |
| 沿道ゾーン(内陸型)の基準 | — | — | — | ○ | — | ※ |
| 沿道ゾーン(沿岸型)の基準 | — | — | — | — | ○ | ※ |
| 眺望保全地区の基準 | — | — | — | — | — | ○ |

○：当該ゾーン・地区において適用する基準を示す。
 ※：行為地が属するゾーンの基準を適用する基準を示す。

21

志摩市景観計画の概要について

概要版P6

基本的基準について／景観形成基準／配慮の一例

○基本的基準について

- ・基本的基準は、それぞれのゾーンや地区における良好な景観の形成に関する方針を具体化するため、最低限の緩やかな景観誘導を図るために全てのゾーン・地区に適用される基準です。
- ・山地・里山ゾーンにおいては、基本的基準のみが適用されます。

○景観形成基準

- ・色彩は落ち着いたものとし、周辺の景観との調和に配慮すること。など

配慮の一例



22

志摩市景観計画の概要について

概要版P7

里海・熊野灘沿岸ゾーンの基準について／景観形成基準／配慮の一例

○里海・熊野灘沿岸ゾーンの基準について

- ・里海・熊野灘沿岸ゾーンの基準については、海岸周辺や対岸からの眺望景観の確保と圧迫感の軽減のため、基本的基準に加えて適用される基準です。

○景観形成基準

- ・行為地周辺の道路や公園、誇れる視点場等の公共の場から海が見通せる場合は、規模・配置を工夫し、海への眺望が確保できるよう配慮すること。など

配慮の一例



23

志摩市景観計画の概要について

概要版P7

市街地ゾーンの基準について／景観形成基準／配慮の一例

○市街地ゾーンの基準について

- ・市街地ゾーンの基準については、本市の玄関口として誇りと賑わいのある景観を形成するため、基本的基準に加えて適用される基準です。

○景観形成基準

- ・街路景観の整っている地域においては、できる限り壁面線を統一し、隣地や周辺との連続性に配慮するとともに、低層部分は壁面をセットバックするなど、ゆとりある空間の創出に配慮すること。など

配慮の一例



24

- 沿道ゾーン(内陸型)の基準について
 - ・沿道ゾーン(内陸型)の基準については、本市の骨格となる道路として相応しい沿道景観を形成するため、基本的基準に加えて適用される基準です。
- 景観形成基準
 - ・建物が連担している地域においては、周辺の建築物の高さを超える高層部の壁面をできる限り後退させ、圧迫感の軽減に配慮すること。など

配慮の一例



25

- 沿道ゾーン(沿岸型)の基準について
 - ・沿道ゾーン(沿岸型)の基準については、海岸周辺や対岸からの眺望景観の確保と圧迫感の軽減及び本市の骨格となる道路として相応しい沿道景観を形成するため、基本的基準に加えて適用される基準です。
 - 景観形成基準
 - ・海辺の雰囲気を出し出す樹種の植栽に努めること。など
- 配慮の一例



26

- 眺望保全地区(横山・桐垣展望台)の基準について
 - ・眺望保全地区(横山・桐垣展望台)の基準については、本市の誇れる視点場からの良好な眺望景観を保全するため、基本的基準並びに行為地が属するゾーンの基準に加えて適用される基準です。
- 景観形成基準
 - ・建築物等の高さをできる限り抑え、展望台からの眺望を阻害しないよう配慮すること。なお、伊勢志摩国立公園の特別地域においては、自然公園法施行規則第11条により定められた高さ以下に抑えること。など

配慮の一例



27

景観重要建造物・景観重要樹木とは

地域の歴史・文化が形態意匠に色濃く現れているもの、樹高や樹形が美観上優れているもの、多くの市民に親しまれているもの、地域のランドマークとなっている建造物や樹木を保全していくための制度です。

28

景観重要建造物の指定の方針

- 地域の歴史・文化が建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の形態意匠に色濃く現れているもの又は造形の規範となっているもので、再現することが容易でないもの
- 多くの市民に親しまれているもので、よく維持管理され、地域のランドマークとなっているもの
- その他優れた外観を有し、本市の景観形成上重要な役割を有するもの



屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

三重県屋外広告物条例に基づき規制・誘導を図ります。

景観重要樹木の指定の方針

- 地域の自然、歴史・文化が色濃く現れており、樹姿や樹勢が優れているもの
- 由緒、由来のある樹木で古くから地域住民に親しまれ、よく維持管理され、地域のランドマークとなっているもの
- その他優れた樹容を有し、本市の景観形成上重要な役割を有するもの



景観重要公共施設の整備などに関する事項

道路、河川、公園などの公共施設は、地域の景観の形成上重要な要素のひとつであり、良好な景観の形成を推進するために、公共施設が先導的な役割を果たすことが重要です。

このため、本市の景観形成上重要な地区にある道路などを景観重要公共施設として指定していきます。

志摩市景観計画の概要について

その他良好な景観形成に関する事項

景観重要道路の例



国道167号



市道国府中央線

33

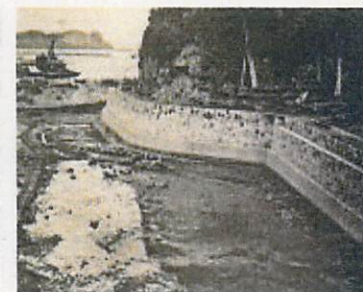
志摩市景観計画の概要について

その他良好な景観形成に関する事項

景観重要漁港の例



波切漁港



建設工事当時(大正)
の波切漁港

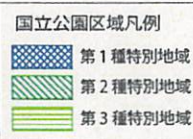
34

志摩市景観計画の概要について

その他良好な景観形成に関する事項

自然公園法の許可の 基準

眺望保全地区や重点地区と自然公園法の特別地域が重複する地域については、景観形成基準と伊勢志摩国立公園管理計画の志摩管理計画区における「許可・届出等取扱方針」との整合を図っていきます。



35

志摩市景観計画の概要について

概要版P11

推進方策

次の事項について記述しています。

1. 市民・事業者による景観まちづくりの促進・支援。

※市民・事業者・行政の役割について 他

2. 都市計画法などの活用による推進

※関係法制度の活用について 他

36